

2021年12月20日

お客さまへ

株式会社長崎銀行

NISA口座のみなし廃止措置について

令和3年度税制改正により、2017年の一般NISAを設定しているお客さまのうち、2021年12月31日時点で、個人番号（以下「マイナンバー」という）未提供のお客さまは、非課税口座廃止届出書を提出されたものとみなし、翌年1月1日をもって、NISA口座を廃止（のみなし廃止）いたします。

以下対象となるお客さまで、引き続きNISA口座の利用をご希望の場合は、改めてNISA口座開設のお申し込みをお願いいたします。

対象となるお客さま

- ・2015年12月31日以前にNISA口座を開設
- ・2018年以降の一般NISAが未設定

※特定口座開設や住所変更の際に、マイナンバーを提供された場合でも、上記条件に合致するお客さまは対象となります。

以 上